

## 病床整備計画に係る取扱いの見直しについて

### ○ 見直しの概要

#### 愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正

- 1 所管保健所が、病院開設等をしようとする者に、予め地区医師会を始め病床整備を進めるに当たり必要と考えられる地域の関係団体と協議するよう指導することについて規定する。
- 2 病床整備計画について、地域医療構想を踏まえた病床整備を図る観点から、地域医療構想推進委員会の意見を聴くこととし、地域医療構想との整合性など審査基準の適合性に疑義がある旨の意見が付された計画は医療審議会（医療体制部会）の意見を聴くこととする。

### 【参考】医療法の知事の権限等について

地域医療構想を実現するために必要な措置として、医療法が改正され、以下の権限が新たに知事に付与された。

- 医療機関の開設許可等において、不足する医療機能を提供することを条件に付すことができ、条件に従わないときは勧告することができる。
- 6年が経過した日における病床の医療機能について過剰な医療機能に転換しようとする医療機関に対して、医療機能を変更しないことを要請する（公的医療機関等に対しては命ずる）ことができる。
- 協議の場での協議が調わないとき等に、医療機関に対して不足している医療機能を提供するよう要請する（公的医療機関等に対しては指示する）ことができる。
- 病床過剰地域の医療機関に対し、正当な理由なく稼働していない病床の削減を要請する（公的医療機関等に対しては命ずる）ことができる。（医療法改正前から規定あり）
- 勧告、命令等に従わないときは、その旨を公表し、または地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

### 1 地域の関係団体との協議について

#### (1) 見直し内容

現 行	・ 計画者が地区医師会等と事前に協議することについて、現行要領には規定がなく、保健所の自発的な指導に拠っている。
見直し後	・ 計画者に対し地区医師会等と事前に協議するよう保健所が指導することを規定する。

**(2) 見直しの理由**

近年、看護師等医療従事者の確保が困難な状況の中で、病院開設等により地域医療に混乱を来さないようにするため、予め計画者が地域の関係団体と協議するよう保健所が指導することを明確にする。

**2 地域医療構想との整合性について****(1) 見直し内容**

現 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療構想に関する規定は一切なし。</li> <li>・ 審査基準との適合に疑義がある病床整備計画についてのみ「圏域保健医療福祉推進会議」及び「医療審議会（医療体制部会）」の意見を聴き、その他は処理後報告する。</li> </ul>
見直し後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病床整備計画書の様式において、病床の機能区分を記載する欄を設ける。</li> <li>・ 審査基準に「地域医療構想の推進に反していないこと」を追加する。</li> <li>・ 全ての病床整備計画について、「地域医療構想推進委員会」の意見を聴くこととし、審査基準との適合性に疑義がある場合は「医療審議会（医療体制部会）」の意見を聴く。</li> <li>・ 全ての病床整備計画について処理後、「医療審議会（医療体制部会）」、「圏域保健医療福祉推進会議」及び「地域医療構想推進委員会」へ報告する。</li> </ul>

**(2) 見直しの理由**

平成 28 年 10 月に愛知県地域医療構想を策定し、将来の病床数の必要量を確保するなど同構想の達成を推進する必要があることから、その整合性を確認する。

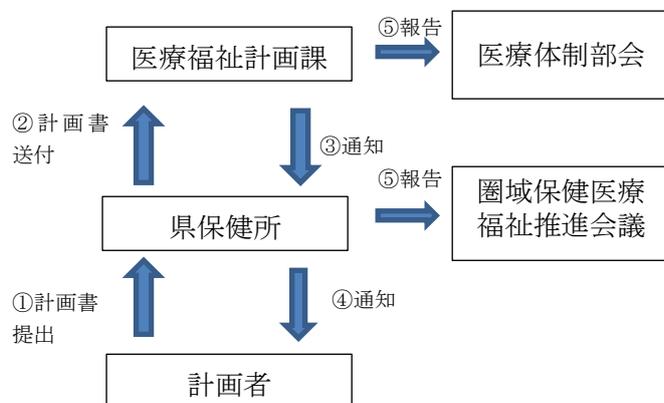
**(3) 今後の課題**

今回の見直しにより、新規開設及び増床時における病床機能の把握が可能となるが、増床によらない病床機能の転換の把握は年 1 回の病床機能報告のみである。

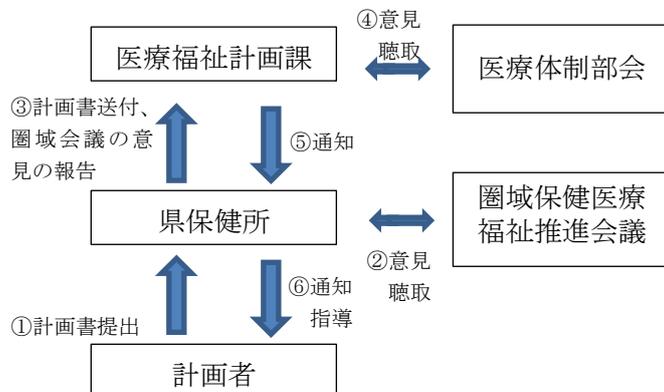
このため、増床によらない病床機能の転換をしようとする医療機関の把握の必要性及び方法については、今後、医療体制部会等で御意見を伺いながら検討していく。

【現 行】

〈審査基準に適合している場合〉

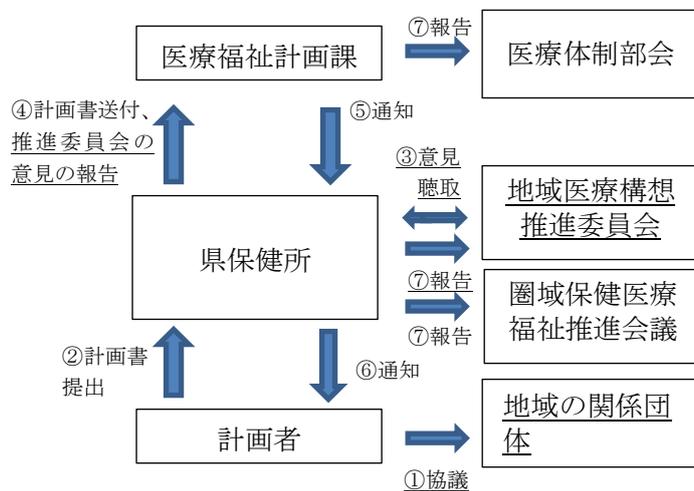


〈審査基準の適合に疑義がある場合・特定病床〉



【改正後】

〈地域医療構想推進委員会で適当である旨の意見が付された場合〉



〈地域医療構想推進委員会で疑義がある旨の意見が付された場合・特定病床〉

